

市からのお知らせ

くらし

コミュニティ助成事業で、活動備品を整備しました

地域コミュニティの健全な発展を図ることを目的として、(一財)自治総合センターから宝くじの助成金を受け、次のとおりコミュニティ活動備品を整備しました。

【草平地区コミュニティ推進協議会】

・デジタルカメラ、CDラジカセ、空気清浄機、工場扇など



問 市民協働課 ☎(55)7113

くらし

野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています!

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です!

禁止行為／

- ・ごみをそのまま積み上げて燃やす
- ・穴を掘って燃やす
- ・ブロック積みの炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす

※違反すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくはその併科に処せられます。家庭ごみは市のごみ収集日に出してください。

【法律で例外とされている焼却の例】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための必要な廃棄物の焼却
(どんど焼きなどの地域行事における焼却など)

- ・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却(害虫駆除のための稲わら焼却など)

※廃ビニールなどの焼却は不可

- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量なもので、周辺地域の生活環境に“著しい影響”を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】

焼却の例外扱いとされている場合であっても、風向きや燃やされる量、時間帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡がありますと、軽微なものとはみなされず、行政指導の対象となることがあります。

問 環境課 ☎(55)7114

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

※請求書の受け付けのみ、保険年金課または各支所で行っています。

支給要件

【老齢基礎年金を受給している方】

次の要件をすべて満たしている方

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が市民税非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

次の要件を満たしている方

- ・前年の所得額が約472万円以下
(扶養親族等の数に応じてこの基準額に増額があります。)



◀厚生労働省のホームページ

甲 給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092
中村年金事務所 ☎052(453)7200

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されますので、同封のはがきに記入し提出してください。令和8年1月5日までに請求手続きが完了しますと、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※支給要件を満たしているにもかかわらずお知らせが届かないという場合は、年金事務所へお申し出ください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて給付金の請求手続きをしてください。